

シルバー保険(介護保険金付終身保険)

旧簡易生命保険法は廃止されていることから、簡易生命保険契約に新たにご加入いただくことはできません。また、民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約の保障内容を大きくする契約変更(財形住宅貯蓄保険、財形年金養老保険及び財形終身年金保険を除きます。)や特約の追加等による変更契約もできません。

商品の特徴

- ・ 終身保険ですので、保障は一生継続くほか、寝たきりなどの状態(特定要介護状態)が180日継続したときに、介護保険金をお支払いします。
- ・ 被保険者の方が、ご無事な間に保険料の払込期間が満了したとき及びその後5年、10年、15年経過したときの計4回、それぞれ基準保険金額の7%の生存保険金をお支払いします。ただし、介護保険金をお支払いした後は、生存保険金のお支払いはいたしません。
- ・ 保険期間中に特定要介護状態になりその状態が180日継続したときは、特定要介護状態になった日にさかのぼって保険料の払込みが不要となります。このほか、被保険者の方が一定の重度障害の状態になられたとき又は事故や災害などで一定の身体障害の状態になられたときなども、保険料の払込みは免除になります。
- ・ シルバー保険に介護特約をお付けいただければ、介護保障はさらに厚くなります。介護特約保険金額は1回につき特約保険金額の10%を1年ごとに最高10回です。

特定要介護状態とは... 常時寝たきりの状態になり、常に他の人の介護を必要とする状態、又は痴呆状態をいいます。

- ・ 保険料の払込みは、60歳、65歳、70歳、75歳のいずれかの年齢に終了します。

契約種類と加入年齢

契約種類	被保険者加入年齢
60歳払込済	20～50歳
65歳払込済	25～55歳
70歳払込済	30～60歳
75歳払込済	35～65歳

注意事項

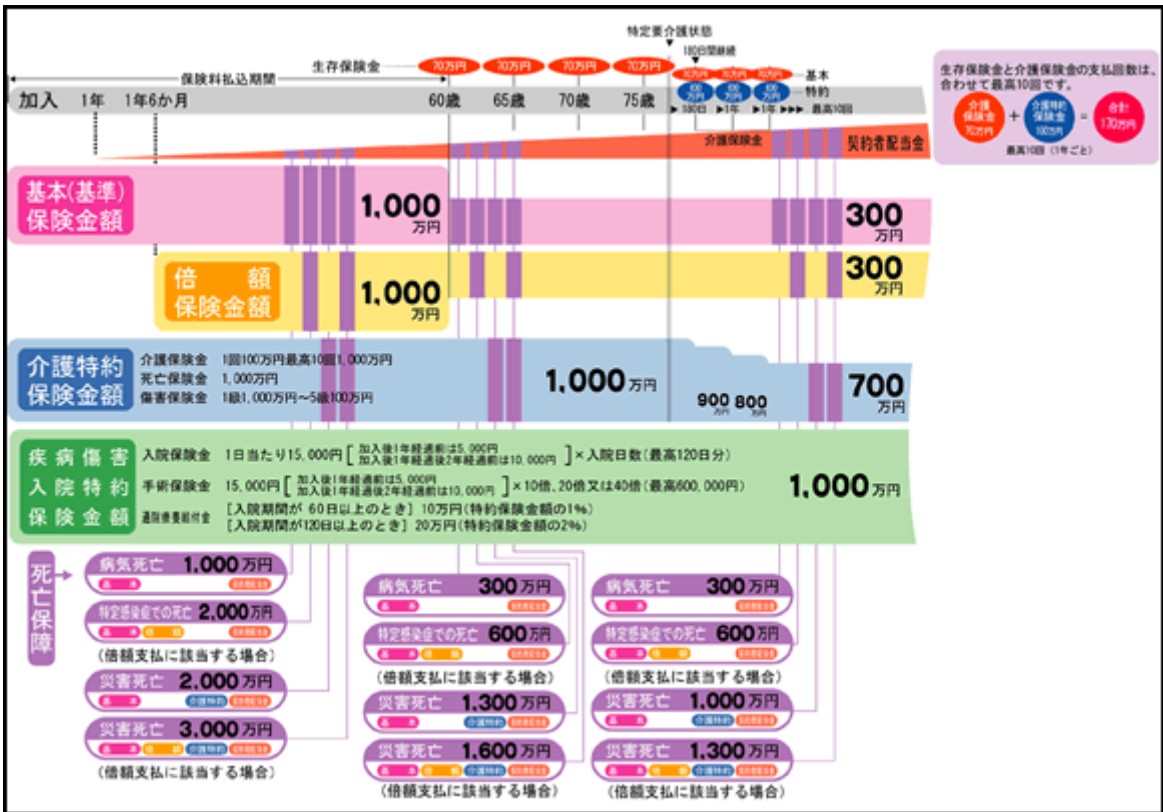
- ・ 介護保険金及び生存保険金のお支払額は、通算して基準保険金額の70%の金額を限度とし、お支払回数は通算して最高10回を限度とします。
- ・ シルバー保険には、災害特約を付加することもできましたが、災害特約と介護特約の両方を付加することはできませんでした。

基本保険金額1,000万円(60歳払込済)

災害特約保険金額1,000万円
 疾病傷害入院特約
 保険金額 1,000万円

}

に加入の場合



基本(基準) 被保険者が亡くなられたとき。

倍額 加入後1年6か月を経過し、事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき(重大な過失等がない場合)又は特定感染症で亡くなられたとき。

災害特約 事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき。

契約者配当金 1年経過後から契約者配当金の発生状況により積み立てられ、契約の終了時等に支払います。また、一定の要件のもとに、お客さまのご請求により、いつでもお受け取りになります。

- ・ 一つの基本契約に付加できる特約は、災害特約と介護特約のうちのいずれか1種類と入院特約のうちのいずれか2種類(合わせて最高3種類まで)でした。ただし、特約種類によっては重複して付加できない場合等がありました。
- ・ 特約保険金の支払額は、特約の種類ごとに通算して、その特約の特約保険金額をもってその限度とします。
- ・ 通院療養給付金は入院保険金の支払対象となる入院を60日以上継続し、退院後も引き続き通院や療養が必要な場合に支払います。

注:この他に身体障害又は特定要介護状態になったとき、特約保険金が支払われます。